

# 報酬改定に伴う変更届について

## ○運営規程の記載について

全ての介護サービス事業者を対象に、「**虐待の防止のための措置に関する事項**」について、運営規程に定める必要があります。当該規定を、運営規程に定める場合は、本市への変更の届出は不要です。

ただし、営業時間の変更など、変更届の添付書類に運営規程を要する届出がある場合は、新しい運営規程を添付し、届け出てください。

# 改正に伴う加算届出の提出について

くらし・手続き | 子育て・教育 | 交通・環境・まちづくり | 健康・福祉 | 文化・スポーツ・観光 | 市政情報

新型コロナウイルス感染症関連情報 ▶各種情報はこちらをクリックしてください

西宮市  
新型コロナワクチン接種  
コールセンター

受付：9時～17時30分  
※3月1日より開始

0570 097 724

新型コロナ

医療相談

受付 平日 9時～17時30分  
土日祝日 9時～17時30分

0798 26

今後、令和3年度介護保険制度改正に伴う届出に必要な様式等を掲載しますので、必ずご覧ください。  
4月算定分は、提出期限は4月15日(木)です。

兵庫県 警戒フェーズ

小康期

警戒期

増加期

拡大期 1

拡大期 2

感染拡大特別期

早引き

インデックス



証明書



戸籍・住民票  
印鑑登録



税金



年金・保険



相談・支援



高齢者



障害者



上下水道



ごみ



よくある質問

人生の出来事

インデックス



結婚・離婚



妊娠・出産  
子育て



教育



就職・退職



引越し



おくやみ

市役所・支所周辺案内

ACCESS MAP

事業者向け情報

BUSINESS IN NISHINOMIYA

事業者向け情報から  
介護保険サービス事業者関連情報  
＞介護保険サービス事業者に関する手続き・申請＞「介護給付費及び介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書の提出について」

または市のトップページから  
45069250 で検索



ページ番号・キーワードを入力してください。

検索